

小牧市防犯カメラの 設置および運用に関する ガイドライン

小牧市

1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

小牧市では、市民が将来にわたり安全に、かつ、安心して暮らすことができる社会を実現するため「小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例」に基づき、市、市民および事業者の方々ならびに関係機関および団体が一体となって、犯罪のないまちづくりを推進しています。

市内では、商業施設や金融機関、駐車場等において防犯カメラの設置が進んでおり、市も事業者に対し、防犯カメラの設置費に対し補助金を交付するなど防犯カメラの設置の促進をしているところですが、その一方で、自分の姿が知らないうちに撮影されることや、目的外に利用されることなどに不安を感じる市民の方々もいます。

そこで、市では、防犯カメラの有効性と個人のプライバシーの保護とのバランスを取り、防犯カメラに対する不安を緩和するため、防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインを策定しました。

防犯カメラを設置および運用する場合は、このガイドラインや、設置目的・場所に関わる法令等に従って、適切な運用に努めてください。

2 対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の全ての要件を満たすカメラです。

なお、要件の全てを満たさない防犯カメラ（例えば、録画装置を備えていないカメラ、自宅に設置され道路のみを撮影する録画機能付インターフォン）は、このガイドラインの対象にはなりません。不特定多数の人を撮影している場合は、プライバシーを侵害するおそれがあるため、プライバシーの保護に配慮して、このガイドラインに準じた運用を行うことが求められます。

(1) 撮影目的及び対象

- ア 犯罪の防止を目的とするもの
- イ (2)の場所に入出入りする不特定かつ多数の人を対象とするもの
- ウ 施設の利用状況の把握等が主な目的であるもので、副次目的に犯罪の防止が含まれるもの

(2) 撮影対象となる場所

例として、以下のような不特定かつ多数の人が出入りする市内の場所

- ◆ 「道路」、「公園・広場」 ◆ 「商店街」 ◆ 「駐車場・駐輪場」
- ◆ 「鉄道駅」、「バスターミナル」 ◆ 「金融機関」
- ◆ 「小売店（コンビニ・スーパーなど）・複合施設などの商業施設」
- ◆ 「ホテル・旅館」 ◆ 「病院」
- ◆ 「劇場・映画館・美術館」、「スポーツ・レジャー施設」 ◆ 「社寺」

(3) 防犯カメラ機器（装置）

撮影した画像（防犯カメラにより撮影・記録されたものをいいます。）を、SDカード、DVD、ハードディスクなどに記録することができたり、ケーブル又は無線でデータを送信することができる機能を備えたカメラ

2 防犯カメラの設置や運用に当たっての配慮すべき事項

1 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

設置者は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにしてください。

2 撮影範囲及び設置場所等

(1) 設置及び運用の制限

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置してもよいというものではありません。

設置者は、防犯カメラを設置・運用するに当たって、周囲の環境、他の防犯設備等を考慮した上で、より防犯効果が発揮されるよう、適切な場所を選定してください。

また、防犯カメラの設置・運用に当たっては、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限とし、みだりに特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影を行ってはいけません。

(2) 設置の許可

防犯カメラの設置に当たっては、必要に応じて、防犯カメラを設置する場所の管理者の許可を得てください。

3 設置の表示

防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）は、設置区域の入口、建物や施設の出入口等の見やすい場所に、「防犯カメラを設置していること」および「設置者名」を明示してください。

4 管理体制

(1) 管理責任者の指定

設置者は、その適切な管理を図るため、防犯カメラの管理責任者を指定してください。

(2) 取扱責任者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は記録装置の操作や画像の視聴を行う取扱責任者を指定してください。

この場合、取扱責任者は、原則として、管理責任者とは別の者を指定することとし、設置者、管理責任者および指定された取扱責任者以外による機器の操作や画像の視聴はできません。

		例	
設置者	・防犯カメラを設置する者	区	〇〇会社
管理責任者	・防犯カメラを適切に管理する者 ・設置者が指定する	区長	〇〇部長
取扱責任者	・防犯カメラ、モニター又は記録装置の操作や画像の視聴を行う者 ・管理責任者が指定する	委託業者	担当者

5 秘密の保持

設置者、管理責任者および取扱責任者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像によって人の容姿などの個人情報を大量に収集管理することになります。したがって、設置者等は、記録された画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、6で定める場合を除き、目的外に使用することはできません。なお、設置者等でなくなった後においても同様となります。

また、設置者等は、防犯カメラの画像の管理および運営に関する事務の全部又は一部を受けた業者（委託を受けた外部者等）に対しても、画像から知り得た情報の漏えいや目的外の使用をさせないでください。

6 撮影された画像の閲覧・提供の制限

- (1) 設置者等は、防犯カメラで撮影された画像について、次の場合に限り、他の者へ閲覧・提供をすることができます。

ア 法令等に基づく場合

刑事訴訟法に基づく裁判官が発する令状や捜査機関からの照会、弁護士法に基づく弁護士会からの照会に基づく場合等

イ 市民等の生命、身体および財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

- (2) 画像の閲覧・提供に当たっては相手先に身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録してください。

7 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進む中、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、紛失、流出および改ざんの防止、その他の画像の安全管理を図るため、次の事項を守り、必要な措置を行ってください。

- (1) 画像は、加工してはいけません。また、不必要に複写してはいけません。
- (2) SDカード、DVD等の画像が記録された媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、6で定める場合を除き、外部へ持ち出しや、転送をしてはいけません。
- (3) 画像の保存期間は、法令に基づく手続により照会を受けた場合などを除き、原則として、おおむね1週間以上1か月以内の期間を目安としてください。なお、保存期間が終了した画像は、速やかに消去するか、上書きにより消去してください。
- (4) 画像の記録された媒体を処分する場合は、破砕又は復元のできない完全な消去などを行い、画像が読み取れない状態にしてください。また、処分の日時、方法等を記録してください。

8 苦情等の処理

設置者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置および運用に関する苦情や

問合せを受けたときは、適切かつ迅速な対応をしてください。

9 法令等の遵守

防犯カメラの取扱いについては、プライバシー保護のほか、道路交通上の支障にならないよう設置場所を配慮するなど、このガイドラインのほかに、設置目的や場所に応じて、道路交通法などの関係する法令等を守り、適正に取り扱ってください。

10 取扱方法の周知徹底

設置者は、管理責任者、取扱責任者その他防犯カメラの設置および運用に携わる者に対して、このガイドラインおよび「3」の設置・運用要領に定められている画像の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、必要に応じて適正な指導を行ってください。

11 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置や運用を含めた施設管理業務・警備業務等を委託する場合は、関係法令、ガイドライン、設置・運用要領等の遵守を委託条件とし、適切な設置および運用を徹底する。

12 保守点検・管理

設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行い、また、防犯カメラ本体や録画機が盗難等の被害に遭わないよう対策をとってください。

なお、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策にも十分な配慮を行ってください。

3 設置・運用要領の策定

設置者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めてください。

- ① 設置目的
- ② 設置場所、撮影範囲
- ③ 管理責任者等の指定

- ④ 画像の漏えい、紛失、流出、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間、消去方法
- ⑤ 画像の利用・提供の制限
- ⑥ 苦情等への対応
- ⑦ その他必要な事項

4 おわりに

このガイドラインは、防犯カメラの有効性と個人のプライバシー保護とのバランスをとるため、防犯カメラを設置・運用される皆さま方に守っていただきたい基本的な事項をまとめたものです。

個人のプライバシー保護や個人情報の適切な取扱いに十分な配慮をお願いします。実際の設置・運用に当たっては、このガイドラインを参考とするとともに、必要に応じ有識者等の第三者に意見を求めるなどしながら、それぞれの利用目的や利用形態に合わせ、ガイドラインの趣旨に基づいた適切な取扱いに努めてください。